

平成28年度から国民健康保険税の課税限度額と保険税軽減範囲が変わります

国民健康保険に加入している皆さんが負担する保険税の公平性の確保と、中低所得層の皆さんが負担する保険税の軽減を図るため、平成28年度から国民健康保険税条例の一部を改正しました。なお、平成28年度国民健康保険税納税通知書は6月中旬に発送します。

改正点 ①課税限度額の改正 国民健康保険税の課税限度額が、以下のとおり変更になりました。

国民健康保険税課税限度額 ※介護分は40歳以上65歳未満の被保険者に課税されます。

| | 平成27年度 (改正前) | ⇒ | 平成28年度 (改正後) | 変更内容 |
|-------------------|-----------------|---|-----------------|------|
| 基礎課税額(医療分) | 52万円 | ⇒ | 54万円 | 2万円増 |
| 後期高齢者支援金等課税額(支援分) | 17万円 | ⇒ | 19万円 | 2万円増 |
| 介護納付金課税額(介護分) | 16万円 | ⇒ | 16万円 | 変更なし |
| 計 | 85万円 | ⇒ | 89万円 | 4万円増 |

改正点 ②保険税軽減範囲の改正 低所得者の国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられました。

軽減判定所得

| | 平成27年度(改正前) | ⇒ | 平成28年度(改正後) |
|------|---------------------|---|-----------------------|
| 7割軽減 | 33万円以下 | ⇒ | 33万円以下(変更なし) |
| 5割軽減 | 【33万円+26万円×被保険者数】以下 | ⇒ | 【33万円+26.5万円×被保険者数】以下 |
| 2割軽減 | 【33万円+47万円×被保険者数】以下 | ⇒ | 【33万円+48万円×被保険者数】以下 |

国民健康保険からのお知らせ

命の危険がある人のために 医療機関の適正受診にご協力を

緊急性の高い重症の患者さんが早く医療を受けられるように

「救急」ではなく「その病気やけがは」

最近、軽症にも関わらず、夜間や休日病院の救急外来を訪れる人が増えています。

救急外来が混み合うと、緊急性が高い重症の患者さんの治療に支障をきたすことがあります。

救急医療を必要としている人が、安心して医療を受けられるよう、医療機関の適正受診にご理解とご協力をお願いします。

子どもの急病のときは「小児救急医療電話相談」のご利用を

夜間や休日、お子さんが急な病気で心配なときは「小児救急医療電話相談」をご利用ください。

相談内容
子どもの急な発熱、けいれんなどの病気やけがに関すること

電話番号
小児救急医療電話相談
☎8000

受付時間
平日 19時～翌朝7時
土曜 12時～翌朝7時
日曜・祝日 7時～翌朝7時

福岡地域電話相談
福岡市立子ども病院
☎061-0771

注意 携帯電話で☎8000
にかけた場合は、福岡地域以外の病院につながる可能性があります。

救急の場合を除き、平日の時間内に受診を

夜間や休日にかけている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。また、時間外診療や休日や夜間の受診は割増料金となり、自己負担も大きくなります。

休日や夜間に受診しようとする際は、平日の診療時間内に受診できないかを考えてみましょう。

国民健康保険係
☎032-11459(ダイヤルイン)
☎032-1151(内線117)



児童手当 6月は現況届の提出月です。

お忘れなく!!

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。これは、年度ごとに児童手当を引き続き受ける要件に該当するかを確認するためです。現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなり、ご注意ください。申請方法は次のとおりです。

申請方法
●申請先
子ども教育課へ郵送または持参
●申請期間 6月30日(木)まで

申請に必要な書類
●現況届申請用紙
(6月期の支払通知書に同封)
●印鑑
●健康保険被保険者証の写し
(請求者が社会保険に加入している場合のみ)

●平成28年度所得証明書
(平成28年1月1日に、両親の住民票が須恵町になかった場合のみ)
※児童と別居している場合などは別途提出が必要な書類があります。

子ども教育課
☎032-11459(ダイヤルイン)
☎032-1151(内線273)

児童手当とは

児童手当は、児童を養育している人に児童手当を支給すること、家庭における生活の安定と児童の健全な成長に役立てることを目的とした制度です。須恵町に住民登録している人で、中学校3年生修了前までの児童を養育している生計の中心者(養育者)の中で、主に所得の高い人が請求できます。ただし、平成24年6月分の手当から所得制限を設けています。

支給月額

| 児童 | 所得制限範囲内の受給者 | 所得制限超過の受給者 |
|---------------------|-------------|------------|
| 3歳未満(一律) | 15,000円 | 5,000円 |
| 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) | 10,000円 | |
| 3歳以上小学校修了前(第3子以降) | 15,000円 | |
| 中学生(一律) | 10,000円 | |

児童扶養手当・特別児童扶養手当の月額が改定されました

平成28年4月分の手当から、月額が次のように改定されました。

児童扶養手当(月額)

| | 変更前 | 変更後 |
|------|----------------|----------------|
| 全部支給 | 42,000円 | 42,330円 |
| 一部支給 | 41,990円～9,910円 | 42,320円～9,990円 |

特別児童扶養手当(月額)

| | 変更前 | 変更後 |
|----|---------|---------|
| 1級 | 51,100円 | 51,500円 |
| 2級 | 34,030円 | 34,300円 |